

農 整 第 707 号
令和 2 年 3 月 19 日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長



「快適な仮設トイレの設置工事の試行について」の一部改正（参考
送付）

快適な仮設トイレの設置工事の試行については、「快適な仮設トイレの設置工
事」試行要領（平成 29 年 6 月 9 日付け農整第 165 号）に基づき試行している
ところですが、下記の通り通知しましたので、参考送付します。

記

1 改正内容

(1) 「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領の一部改正

ア 試行対象工事

20 百万円以上の工事を対象とする。

（厳密に予定価格を限定するものでない。受注者の意欲にできるだけ
応えるものとする。）

イ 和式トイレとの差額上限額

(コ) 洋式トイレ

差額上限を 2,000 円／(基・月)とする。

(サ) トイレと洗面台が一体型の快適トイレ

差額上限を 43,000 円／(基・月)とする。

(シ) トイレと洗面台が分離型の快適トイレ

差額上限を 21,000 円／(基・月)とする。

2 適用年月日

令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

3 添付資料

富山県農林水産部「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領

（事務担当：農村整備課 技術管理係 TEL076-444-3299（直通））

富山県農林水産部 「快適な仮設トイレの設置工事」 試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境に改善することが、女性技術者等の活躍や若年者等の入職の促進など、担い手の確保に繋がるものと期待できることから、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置する試行工事を実施するもの。

2 仮設トイレ種別の定義

(1) 仮設トイレ

従来の和式トイレのこと。

(2) 洋式トイレ

以下のア～ウ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易水洗）

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) [必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること]

(3) 快適トイレ

以下のア～コ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易）又は、し尿処理装置付き

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) [必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること]

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) [二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]

オ 照明設備（電源がなくても良いもの）

カ 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

ケ 鏡付きの洗面台

コ 便座除菌シート等の衛生用品

※国土交通省の快適トイレでは、「入口の目隠し」の設置を要件としているが、本県の快適トイレでは、強風に耐えられる「入口の目隠し」のレンタル品が市場にないことから、快適トイレの要件から除外している。受注者は独自に設置してもよいが、下記に示す和式トイレとの差額の対象とはしないものとする。

3 試行対象工事

予定価格 20 百万円以上の工事（特別仕様書にて明示する工事）を基本とし、受注者から希望があった場合に実施する。

（厳密に予定価格を限定するものではない。受注者の意欲にできるだけ応えるものとする。）

整備課のホームページから入手できる。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00012136-016-01.html)

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。